

4 食品等の収去検査の状況及びその結果

(1) 食品等の収去検査の状況

食品等の安全性を検証するため、食品の成分規格、添加物、抗生物質、残留農薬、アレルギー物質及び放射性物質等について、輸入食品を含め 12,402 件の抜き取り検査を実施しました。

食品等の収去検査の状況

(件)

	食肉及び食肉製品	卵及びその加工品	魚介類及びその加工品	乳及び乳製品	野菜及びその加工品	その他の食品	器具・容器包装等	食品添加物製剤	計
添加物	3,912 (3,280)								3,912 (3,280)
微生物	5,062 (5,070)								5,062 (5,070)
過酸化水素			50 (45)	1		4 (30)			55 (75)
P C B 等			80 (50)						80 (50)
水銀			60 (60)						60 (60)
重金属			190 (220)		80 (80)	36			306 (300)
食肉製品の微生物規格	315 (280)								315 (280)
抗生物質	33 (30)	69 (60)	42 (40)	5 (15)					149 (145)
合成抗菌剤	66 (30)	78 (60)	43 (60)	5		4			196 (150)
残留農薬	100 (20)		12	554 (560)					666 (580)
貝毒（魚介類毒性）			36 (40)						36 (40)
腸管出血性大腸菌（026・0111・0157）	96 (95)								96 (95)
放射性物質	100 (100)								100 (100)
遺伝子組換え食品					20 (25)				20 (25)
食品中のアレルギー物質	100 (100)								100 (100)
酸価・過酸化価（油脂食品）						60 (100)			60 (100)
牛乳・乳製品等の規格				820 (920)					820 (920)
器具・容器包装等の規格							316 (350)		316 (350)
かび毒（アフラトキシン）					45 (70)				45 (70)
食品添加物規格							8 (8)		8 (8)
計	12,078 (11,440)						316 (350)	8 (8)	12,402 (11,798)

() 内は計画数

(2) 食品等の収去検査の結果

収去検査の結果、5件の違反を発見し、これらの食品について回収等の必要な措置を講じました。

分類	違反件数	違反項目	違反内容
アイスクリーム	4件	成分規格違反	検出されてはならない大腸菌群を検出
はっ酵乳	1件	成分規格違反	無脂乳固形分が基準値未満

【参考】収去検査の状況の主な内訳（(1)の再掲）

① PCB、有機スズ化合物、水銀、カドミウムの検査（食品中の環境汚染物質の検査）

検査項目	種別		検査件数	最低値～最高値 (ppm)	(暫定)規制値 (ppm)
P C B	魚介類	遠洋沖合魚介類	15件	検出せず～0.03	0.5 ppm 以下
		内海内湾魚介類	15件	検出せず～0.021	3.0 ppm 以下
有機スズ化合物*	魚介類		50件	検出せず	
水銀	魚介類		60件	検出せず～0.35	0.4 ppm 以下
カドミウム	魚介類		50件	検出せず～3.41	
	穀類		12件	検出せず～0.18	0.4 ppm 以下
	野菜・果実類		20件	検出せず	
計			222件		

*ビストリブチルスズオキシド (TBTO) 及びトリフェニルスズ化合物 (TPT 化合物)

② 抗生物質、合成抗菌剤の検査（動物用医薬品の残留検査）

品目	検査件数		計
	抗生物質	合成抗菌剤	
食肉・鶏卵等	102件	148件	250件
魚介類	42件	43件	85件
その他	5件	5件	10件
計	149件	196件	345件

③ 残留農薬の検査

品 目	検査件数
野菜・果実類等	350 件
穀類等（精米、大豆を含む）	164 件
肉類	100 件
加工食品（冷凍食品、清涼飲料水、牛乳等）	52 件
計	666 件

④ 遺伝子組換え食品の検査

a 安全性未審査の遺伝子組換え食品

品 目	検査件数	原 産 国
とうもろこし穀粒等	15 件	国産（7）、米国（6）、タイ（2）

b 安全性審査済みの遺伝子組換え食品

品 目	検査件数	原 産 国
とうもろこし穀粒等	5 件	すべて米国
大豆穀粒	5 件	米国（2）、カナダ（3）
計	10 件	

⑤ アレルギー物質の検査

検査項目	検査件数（加工食品）	結 果
えび、かに、 小麦、そば、 卵、乳、落花生	100 件	適

【参考】食品衛生監視指導計画について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 24 条第 1 項に基づき、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（都道府県等食品衛生監視指導計画）を定めなければならないとされています。